

事務連絡
平成26年2月4日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

産業廃棄物課

「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」
の改正について

日頃から、廃棄物行政の推進につきまして、格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」（平成13年4月25日付け環廃対発第183号）を发出しておりましたが、今般、厚生労働省労働基準局長より、別添「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱の改正について」（平成26年1月10日付け基安発0110第1号）のとおり通知がございました。

つきましては、下記の資料の内容についてご承知おき頂くと共に、貴下の市町村及び廃棄物焼却施設設置者への周知方よろしくお願いいたします。

記

- ・平成26年1月10日付け基安発0110第1号「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について（通知）
- ・【別添】 廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
- ・（参考） 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱 新旧対照表

以上

基安発 0110 第 1 号
平成 26 年 1 月 10 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について

厚生労働省においては、廃棄物焼却施設における運転、点検等作業及び同施設の解体作業に従事する労働者のダイオキシン類へのばく露防止対策を図るため、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」（平成 13 年 4 月 25 日付け基発第 401 号の 2）により、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）に規定された事項を踏まえ、事業者が講ずべき基本的な措置を示すとともに、同日付け基安発第 20 号により貴職あて周知を依頼したところです。

今般、技術的な基準について検討を行い、焼却炉をあらかじめ取り外した上で処理施設に運搬して付着物の除去と解体を行う「移動解体」に対応する等所要の見直しを行い、別添のとおり標記対策要綱を改正しました。

つきましては、今後は、改正要綱に基づきダイオキシン類のばく露防止対策を適切に講ずるよう、自治体及び関係機関等に対して周知いただくようお願い申し上げます。